

お知らせ

鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

事業名	事業内容	補助率
被害対策用ネット等設置事業	市内在住者が市内に所有する水田・畑の農作物をイノシシなどから守るための金網・ネット・電気柵などを設置する経費に対して補助します（材料費のみ。対象外あり）。	事業費（他の補助金を控除した額）の1/2以内 補助金限度額 20万円
		事業費（他の補助金を控除した額）の2/3以内 受益戸数2戸以上の場合で、一体的に整備する場合のみ対象 補助金限度額 30万円
狩猟免許取得補助事業	狩猟免許を新規に取得し、積極的に有害鳥獣捕獲活動をする意思がある市内在住者に対して経費を補助します。	事業費の10/10以内 事業費に含まれるもの（受験申請時における診断書発行料、予備講習会受講料、試験代） ※対象者には農林水産課から連絡します。
駆除用器具等購入補助事業	市内在住の有害鳥獣捕獲許可者などがくわ、箱おりなどを購入する経費を補助します。	事業費の1/2以内（限度額あり）

【三豊市農林水産業振興事業】
イノシシ・アライグマ・ニホンザルなどによる農業被害を防ぐため、鳥獣被害防止対策の補助金を交付します。

購入後の申請は受け付けできません。補助金の交付を希望する人は、必ず事前にご相談ください。なお、予算が無くなり次第終了します。

申し込み期限
令和4年1月31日(月)

お知らせ

住宅の耐震対策を支援します

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に、一定の助成を行います。耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、その耐震診断に基づいて計画された耐震補強を行う「耐震改修」があります。

対象者
対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人

対象となる住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（居住部分が2分の1以上のもので）
・耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの
・耐震改修工事などについては、事前に行った耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があると考えられたもの
・建築基準法の規定に基づく違反がないこと
・過去に同一事業の補助を受けていないこと



項目	補助金額
耐震診断	費用の90%を補助（上限9万円）
耐震改修工事	費用の100万円まで全額補助
簡易な耐震改修工事	費用の50万円まで全額補助
耐震シェルター・ベッド	費用の20万円まで全額補助

※借家も対象となる場合があります。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

注意事項
・申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。
・各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築住宅課へ提出してください。
・耐震診断は、耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行うものです。
・耐震改修の施工は、県内に営業所を設けている事業者に限ります。
・リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。
・予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。

申請期限 12月17日(金)

お知らせ

環境に優しい農業に取り組んでみませんか？

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援しています。

対象者の要件
・2人以上の任意組織であること
・販売することを目的に生産をしていること
・国際水準GAPに関する指導・研修を受け、実施する計画があること

対象活動
「化学肥料・化学合成農薬の使用を香川県内の慣行レベルから5割以上低減する取り組み」に加えて、次の取り組みのうちいずれか1つ

- ① 化学肥料・化学合成農薬を使用しない取り組み（有機農業）
- ② 主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥を使用する取り組み（堆肥の施用）
- ③ 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付けする取り組み（カバークロップ）
- ④ 主作物の畝間に緑肥を作付けする取り組み（リビングマルチ）
- ⑤ 果樹または茶の園地に緑肥を作付けする取り組み（草生栽培）
- ⑥ ほ場の全面耕起を行うことなく、種まきする取り組み（不耕起播種）
- ⑦ 通常よりも長期間の中干しを実施する取り組み（長期中干し）
- ⑧ 秋季に耕うんを行い、翌春に灌水する取り組み（秋耕）

※取組内容や取組面積に基づき、交付金が支払われます。希望する場合は早めにご相談ください。

申込期限 6月30日(水)

お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

後期高齢者医療高額療養費について
1カ月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた部分が「高額療養費」として支給されます。（入院時の食費や差額ベッド代などは含みません）口座登録をしていない人が支給対象となった場合は、申請書を送付することで、健康課または各支所に提出してください。一度申請すると、支給対象になった際には自動的に振り込まれます。

※申請できる期間は、原則、診療月の翌月1日から2年間です。
※高額療養費の支給は、診療を受けた月から3カ月目以降です。

申請に必要なもの
・高額療養費支給申請書
（県後期高齢者医療広域連合より送付されたピンク色の書類）
・後期高齢者医療被保険者証
・印鑑
・振り込み先が分かるもの（預金通帳のコピー）
・本人確認ができる身分証明書
（運転免許証、身体障害者手帳、マイナンバーカードなど）
・個人番号（マイナンバー）確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カードなど）

※通知カードの場合は、本人確認ができるものを2つ（被保険者証と年金手帳など）を持参してください。
※被保険者以外の人のへの振り込みには「委任状」が必要です。
※成年後見人などが管理する口座への振り込みには「登記事項証明書（コピー可）」が必要です。